様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

飛驒市長　あて

移住支援金交付申請書

　岐阜県東京圏からの移住支援事業における飛驒市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

　なお、本申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

１　申請者欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 |
| 氏　　名 |  | 西暦　　　　　年　　月　　日 |
| 住　　所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 |
| 移住支援金の種類 |  | 就業 |  | 起業 | 上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 | 人 |
|  | テレワーク |  | 関係人口 |  |

３　各種確認事項（該当する欄に〇を付けてください。）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項に記載された内容について |  | A.誓約する　 |  | B.誓約しない |
| 別紙２「岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | A.同意する |  | B.同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、飛驒市に居住し、かつ、就業・起業する意思について |  | A.意思がある |  | B.意思がない |
| 申請者及び世帯員にかかる、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係する者について |  | A.関係する者はいない |  | B.関係する者がいる |
| （就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係について |  | A.３親等以内の親族に該当しない |  | B.３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）飛驒市への移住の意思について |  | A.自己の意思である |  | B.所属からの命令である |
| （関係人口の場合のみ記載）飛驒市の関係人口について |  | A.関係人口である |  | B.関係人口ではない |
| （関係人口の場合のみ記載）移住定住施策への協力について |  | A.意思がある |  | B.意思がない |

* 各確認事項のBに〇を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 〒 |

５（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

　※移住直前の10年間のうち、通算５年以上の在勤履歴を記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。

　ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

６　（テレワークによる移住者に該当する場合のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住　　　所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週　・　月　・　年　　　　回程度行くことはない　　／　　その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 通勤手当の有無 | 支給あり　／　支給なし |

※テレワークの様態は様々であるため、本様式記載事項以外に個別の状況をお伺いすることがあります。

※勤務先へ行く頻度が勤務日数の１／５を超える場合は、生活の本拠が移住先にあるとは言えず、また、所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給がある場合は、本事業で想定するテレワークに該当しないと判断し、移住支援金の支給対象とならない場合があります。

７　移住支援金の振込先

|  |
| --- |
| （金融機関名）　　　　　　　　　　　　　　　（支店等名）（預貯金種目）　　普通　　・　　当座　　　　（口座番号）（ 口　座　名　義 ）（口座名義フリガナ） |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（市使用欄） |  |

（様式第１号別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び飛驒市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、岐阜県東京圏からの移住支援事業における飛驒市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

⑴　移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

⑵　移住支援金の申請日から３年未満に飛驒市以外の市区町村に転出した場合：全額

⑶　岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額

⑷　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に飛驒市以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

⑸　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全

　額

（様式第１号別紙２）

岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　岐阜県及び飛驒市は、岐阜県東京圏からの移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律、岐阜県が定める岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例及び飛驒市が定める飛驒市個人情報保護法施行条例の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、岐阜県及び飛驒市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。